

山口市汚水処理施設整備構想《平成29年度(2017年度)改定》概要版

第1章 構想策定にあたって(P1)

《構想策定の趣旨》

本市では、平成17年(2005年)10月に1市4町が合併したことから、市街地、農山漁村を含めた新市全域での効率的な汚水処理施設の整備方針を示すため、平成19年(2007年)10月に山口市汚水処理施設整備構想(以下「構想」という。)を策定し、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落環境整備事業、合併処理浄化槽設置整備事業の汚水処理施設整備に取り組んでまいりました。

その後5年が経過した平成25年(2013年)3月に、旧阿東町の合併などの社会状況の変化や土地利用の変化等を踏まえ構想の改定を行いました。

この度の改定は、前回の改定から5年が経過し、人口動向や財政状況など、汚水処理施設の整備を取り巻く社会経済情勢の変化に対応するため、3省(国土交通省、農林水産省、環境省)が合同でとりまとめられた「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル(平成26年(2014年)1月)」(以下「策定マニュアル」という。)を参考に、集合処理と個別処理の経済比較により、最適な汚水処理施設の整備方針を定めるものです。

なお、本構想は概ね5年を目処に見直しを行います。

《構想の位置付け》

本構想は「第二次山口市総合計画」(以下「市総合計画」という。)の部門計画として位置付け、本市全域における汚水処理施設整備の指針とし、他の関連計画との整合を図ります。

第2章 汚水処理施設の現状(P2~)

《本市全域の汚水処理施設整備の現状》

本市における汚水処理施設整備は、国土交通省、農林水産省及び環境省の所管のもと、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落環境整備事業、合併処理浄化槽設置整備事業によって進めています。

	汚水衛生処理人口	雑排水未処理人口
平成19年度(2007年度)末	152,230人 (77.6%)	44,020人 (22.4%)
平成24年度(2012年度)末	167,602人 (86.1%)	27,038人 (13.9%)
平成28年度(2016年度)末	175,126人 (90.9%)	17,566人 (9.1%)

第3章 集合処理区域及び個別処理区域の設定(P7~)

《将来フレーム想定年次の設定》

本構想の将来フレーム想定年次は、「策定マニュアル」において、20年から30年の範囲と示されていることから、「市総合計画」の将来推計人口の算出年度により、平成57年度(2045年度)とします。

《集合処理・個別処理区域の設定》

平成29年(2017年)12月31日現在で、公共下水道事業や農業集落排水事業等の全体的な整備計画を策定している区域については、集合処理区域とします。

これ以外の区域については、地域特性を考慮しつつ、一定規模の集落を単位として、集合処理・個別処理それぞれについて、将来にわたる経済性を比較検討することにより設定します。

《諸条件の設定》

① 将来フレーム想定年次とした平成57年度(2045年度)の行政区域内人口は、「市総合計画」における推計人口を下水道等の各種統計で用いる住民基本台帳人口に換算し推計します。

●平成57年度(2045年度)行政区域内人口 158,643人

② 経済性の比較は、「策定マニュアル」の費用関数に加え、より現実的な費用比較となるよう、本市の実績費用も採用します。

第4章 整備手法の選定及び今後の整備方針(P12~)

《整備手法選定の考え方》

汚水処理施設整備手法は、土地利用状況(都市計画区域、用途地域、農業振興地域など)、汚水処理施設整備スケジュール、市の財政状況、将来的な人口動向などを考慮し選定します。

《整備方針》

(1) 集合処理区域

集合処理区域は、「平成29年度(2017年度)までの事業着手区域」と「平成30年度(2018年度)以降事業着手予定区域」について設定します。

(2) 集合処理検討区域

集合処理検討区域は、今後の国の動向や人口減少等の社会情勢の変化、整備時期や地域住民の意向等、さらには長期的な財政見通しを踏まえた経営的な視点等を考慮し、最適な汚水処理施設整備手法を再度検討します。

① 現時点において集合処理が有利な区域(大内御堀(菅内、小野)、下小鯖、秋穂(大海)地区の一部)

当該区域は、隣接する既整備区域(山口処理区、大海農集)に接続した場合において、集合処理が有利となった区域ですが、事業化までには時間を要することから、今後の財政状況など経営的な視点を踏まえて集合処理を検討する区域とします。

② 現時点において個別処理が有利な区域(陶、鎧銭司地区の一部)

当該区域は、人口・世帯数がともに減少しており、隣接する既整備区域(小郡処理区)に接続した場合においても個別処理が有利となったところですが、産業団地など新たな土地利用も見込まれており、今後の人団地を注視して集合処理を検討する区域とします。

(3) 個別処理区域

個別処理区域は、引き続き合併処理浄化槽設置整備事業による整備を基本とします。

今後5年間(平成34年度(2022年度)までの取組について(P14)

(1) 集合処理区域

公共下水道等の事業計画区域内は、国の交付金を活用し、可能な限り早期の供用が図れるよう効率的、経済的な整備手法を検討し整備推進を図ります。

また、平成34年度(2022年度)までに整備を計画している地区は次のとおりです。

① 山口処理区は・・・

吉敷地区(赤田、中尾西の一部)

宮野地区(上恋路、河原の一部)

大内地区(中矢田、新矢田、問田、高芝、茅野神田、上矢田の一部)

② 川西処理区は・・・

嘉川地区(上中野、上嘉川、岡屋、稽古屋、下中野、上高根、下高根、上渡り、幸の橋団地の一部)

③ 公共下水道事業計画区域内の3年以内に整備が見込めない区域において、早期に水洗化を望まれる市民の方に対し、合併処理浄化槽の設置助成を引き続き行います。

④ 事業計画を定めていない区域にお住まいの方に対しては、国の制度を活用した合併処理浄化槽の設置助成及び単独処理浄化槽の撤去助成を行います。

(2) 個別処理区域

個別処理区域内では、適正な生活排水処理を促進するため、合併処理浄化槽の普及啓発に努めます。

① 国の制度を活用した合併処理浄化槽の設置助成及び単独処理浄化槽の撤去助成を行います。

② 地域のイベント等において、合併処理浄化槽に関する相談窓口を設け、助成制度の周知を行います。

汚水処理施設整備構想図

